

『明治前期の災害対策法令 第一巻 (一八六八―一八七〇)』

(2018年3月30日 初版第1刷発行 ISBN978-4-8460-1685-2)

正誤／訂正表

凡例

- ① (誤) の欄の赤字下線の部分は、(正) の欄では削除または訂正されている部分であることを示す。
 ② (正) の欄の赤字波線の部分は新たに挿入された部分であることを示す。

| 頁 | 箇所 | 誤 | 正 |
|------|----------------|---|---|
| x | 後ろから9行目 | <u>属人的な行政</u> | 裁量的な行政 |
| xii | 2行目 | 太陰暦 | 旧暦 (太陰太陽暦) |
| xii | 3行目 | 太陽暦 | 新暦 (太陽暦) |
| xiv | 8行目 | 太陽暦 | 新暦 (太陽暦) |
| 57 | 2行目 | 県治条例中窮民一時救助規則 | 「県治条例」中窮民一時救助規則 |
| 111 | 2行目 | 慶応三 (一八六七) 年 | 慶応三年 |
| 111 | 2-3行目 | 明治一〇 (一八七七) 年度 | 明治一〇年度 |
| 148 | 1行目 | <u>上に述べた</u> 、「七月二十五日ヨリ本月十六日マテ米穀輸出ヲ許ス」(明治元戊辰年八月、第七〇六) | 「七月二十五日ヨリ本月十六日マテ米穀輸出ヲ許ス」(明治元戊辰年八月、第七〇六) |
| 166 | 14行目 | 県治条例中窮民一時救助規則 | 「県治条例」中窮民一時救助規則 |
| 166 | 後ろから4行目 | 「県治条例中窮民一時救助規則」 | 「『県治条例』中窮民一時救助規則」 |
| 187 | 後ろから5行目 | 例えば <u>「本件が問題にしている」</u> 関東地域では | 例えば関東地域では |
| 205 | 14行目 | 官軍 | 政府軍 |
| 347 | 後ろから6行目 | 東京城 | 皇城 |
| 395 | 2行目 | 県治条例中窮民一時救助規則 | 「県治条例」中窮民一時救助規則 |
| 398 | 6行目 | (県治条例中窮民一時救助規則) | (「県治条例」中窮民一時救助規則) |
| 398 | 10行目 | 県治条例中窮民一時救助規則 | 「県治条例」中窮民一時救助規則 |
| 400 | 9行目 | 糺判 | 糾判 |
| 419 | 9行目 | 『大蔵所沿革志』 | 『大蔵省沿革志』 |
| 569 | 後ろから2行目 | 県治条例中窮民一時救助規則 | 「県治条例」中窮民一時救助規則 |
| 571 | 後ろから3行目 | 県治条例中窮民一時救助規則 | 「県治条例」中窮民一時救助規則 |
| 572 | 6行目 | 県治条例中窮民一時救助規則 | 「県治条例」中窮民一時救助規則 |
| 574 | 9行目 | 極小化 | 極少化 |
| 575 | 後ろから2行目 | 県治条例中窮民一時救助規則 | 「県治条例」中窮民一時救助規則 |
| 707 | 後ろから3行目 | 極小化 | 極少化 |
| 736 | 3行目 | 二七 | 二八 |
| 736 | 5行目 | 二八一 | 二八二 |
| 736 | 6行目 | 二八〇 | 二八一 |
| 781 | 後ろから3行目 | 今度民部御引離の事、格別の | 今度民部御引離之事、格別之 |
| 781 | 後ろから2行目 | 不相済との御誠意より | 不相済と之御誠意より |
| 808 | 8行目 | 主務ヲ定メトス | 主務ヲ定メトス |
| 825 | 12行目 | 東京城 | 皇城 |
| 829 | 9行目 | <u>属人的処理</u> | 裁量的処理 |
| 889 | 後ろから2行目 | 一八七一・八 <u>二九</u> | 一八七一・八 [・二四] |
| 892 | 1-4行目 | 本稟定書は、「開墾局ヲ設ケ開墾施行ノ順序正院稟定書ヲ頒ツ」(明治四辛未年二月、民部省第三)に、別紙として収録されている(『法令全書(明治四年)』、四六五-四六七頁)。明治四年正月、民部省は <u>正院</u> に開墾施行に関する伺いを提出し、その裁可を得た。この開墾施行に関する <u>正院稟定書</u> を、民部省は二月に達をもって頒布したのである。以下、 <u>正院稟定書</u> の論旨を抜粋文にて示す。 | 本稟定書は、「開墾局ヲ設ケ開墾施行ノ順序正院稟定書ヲ頒ツ」(明治四辛未年二月、民部省第三)に、別紙として収録されている(『法令全書(明治四年)』、四六五-四六七頁)。 <u>法令名に「正院稟定書」とあるが、これは「法令全書」記載上の誤りで、正しくは「太政官稟定書」である</u> 。明治四年正月、民部省は太政官に開墾施行に関する伺いを提出し、その裁可を得た。この開墾施行に関する太政官の稟定書を、民部省は二月に達をもって頒布したのである。以下、稟定書の論旨を抜粋文にて示す。 |
| 935 | (3) 見出し | <u>属人的な行政</u> | 裁量的な行政 |
| 同 | 後ろから6行目 | <u>属人的な行政</u> | 裁量的な行政 |
| 937 | 後ろから2行目 | <u>属人的な行政</u> | 裁量的な行政 |
| 937 | 7行目 | <u>属人的な処分</u> | 裁量的な処分 |
| 945 | 後ろから2行目 | 東京城 | 江戸城 |
| 1019 | 14-15行目 | 吉川秀造「明治政府の貸附金(二)」(京都大学『経済論叢』、第二九巻、第五号、一九二九年一月)。 <u>【明治元年第八四二(六八-二五)】</u> | 1013頁最終行と1014頁の最初の行の間に移動。 ※「キッカワ」を「ヨシカワ」と読み違えたための訂正。 |
| 1023 | 後ろから5行目 | 一九六八年 <u>一一月</u> | 一九六八年五月 |
| 索引 I | 左段 下から4-5行目 | (〔家税〕の項目) | 索引I8頁左段の【や】の筆頭に移す。 ※「ヤゼイ」を「イエゼイ」と読み違えたための訂正。 |